平成２２年（フ）第６５号
山形市元木３丁目５番２―507号　市営元木アパート
債務者　文原　和雄
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８０号
山形市南館３丁目６番16号、申立時の住所山形県上山市矢来４丁目４番19号
債務者　小林　清子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８７号
山形市五日町６番７号　五日町ハイツＥ号
債務者　九島　明美
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９２号
山形県村山市大字湯野沢2470番地の１
債務者　村上ケイこと　張　　貞岳
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９５号
山形市西田４丁目８番24号
債務者　青木工業こと　青木　清一
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０４号
山形市鈴川町３丁目１番44号　サントピア鈴川２―Ｃ号
債務者　中川　　慎
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０７号
函館市上湯川町４番33―405号
債務者　澤村　幸夫
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１９号
函館市昭和３丁目35番12号
債務者　小林　義男
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１２０号
函館市昭和３丁目35番12号
債務者　小林　朋子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２４号
岩手県九戸郡軽米町大字上舘第１地割10番地３
債務者　中里　麻乃
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第３８号
群馬県太田市新田村田町767番地１
債務者　ねぎしクリーナーこと　根岸一二三
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第７２号
群馬県太田市牛沢町896番地３
債務者　オリベイラ　レジナルド　ダ　シルバ
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第７３号
群馬県太田市牛沢町896番地３
債務者　オリベイラ　カチア　シレネ　カネハラ
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第７４号
群馬県太田市成塚町972番地９
債務者　田村　幸治
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第７５号
群馬県太田市下田島町1039番地　アロッジオＡ―203号
債務者　橋本久美子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１６号
和歌山県東牟婁郡串本町西向450番地
債務者　北地　秀行
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第３９４号
鹿児島県大島郡天城町大字瀬滝秋利神1578番地19
破産者　徳之島砕石株式会社
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８６号
長野市青木島町大塚1498番地１
破産者　小林　秀明
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係